

2025年度前半期分 授業料免除(大学独自制度)
申請者の皆様へ(大学院生のみ)

「所得・課税証明書」の提出について

下記の期限までに「令和7(2025)年度所得・課税証明書」を提出してください。(申請要領を確認)

■提出期限： **2025年6月9日(月) 午後5時00分**

受付時にお渡しした **黄色の紙:「令和7(2025)年度所得・課税証明書の提出について」**
についても一緒に添付して提出してください。(郵送で申請した方を除きます。)

岡山市役所では
6月2日(月)から発
行されます！

■提出先： 学務部学生支援課(一般教育棟A棟2階) 7番窓口
※次の学生の皆様は、所属研究科の教務担当に提出してください。
・医歯薬学総合研究科(医歯学系) ・保健学研究科

【重要】

- ①申請書に添付した**収入の証明書**と**所得・課税証明書**で証明された**金額に違いがある場合は不備書類**となります。差額を示す収入の証明書等を用意して、窓口に出してください。
- ②期限までに提出がない場合は不備書類として選考から除外することがあります。
市役所等での発行の時期が遅いため期限までに間に合いそうにない場合は、**必ず事前に申し出てください。**
- ③所得・課税証明書は、提出前に必ず**コピーを保存**しておいてください。

令和7(2025)年度所得・課税証明書の提出等について

授業料免除申請者は、下記の提出期限までに 令和7年度所得・課税証明書（令和6年分の所得が記載されたもの）を、この用紙と一緒に免除申請の担当窓口へ提出してください。

《《 期限までに提出がない場合は、書類不備として 選考から除外 することがあります。》》

1. 所得・課税証明書の提出者・提出期限・提出先

【太枠内を記入してください】

続柄 ○で囲んだ方について提出してください。		学生番号							
		提出する方の氏名							
1	本人								
2	父								
3	母								
4									

○ 提出期限

6月9日(月) 午後5時

○ 提出先

学生支援課 授業料免除担当

(大学独自制度)⑦窓口

(鹿田キャンパスの学生は、それぞれの担当窓口へ提出してください。)

○ 所得と課税額の両方が確認できる証明書を取得して、提出してください。

※ 上表4については、父母ともいない場合の家計支持者についてのみ記入してください。

2. 所得・課税証明書の発行時期

令和7年度(令和6年分)所得・課税証明書は、今年の1月1日に住所のあった市区町村役場に、5月下旬～6月上旬頃に発行されます。【**岡山市役所では、6月2日(月)から発行される予定です。コンビニ交付については、翌営業日から交付されます。**】

※ 市区町村役場により、発行開始の時期が異なります。事前に、発行開始の時期を確認しておいてください。

※ 市区町村役場による発行開始が提出期限の直前となるため提出が遅れる場合や、発行開始の時期が上記の提出期限よりも遅い場合は、事前に免除担当に申し出てください。

所得・課税証明書提出前の注意(必ず確認してください。)

- 提出前に必ず、申請要領のP.5～6(留学生用の申請要領ではP.8～9) 所得・課税証明書提出時の注意事項を確認してください。
- 追加・再提出が求められた書類を提出しない場合は、選考の対象外となりますので注意してください。
例) ・収入の無い方、非課税の方の書類
・差額に関する証明書(源泉徴収票 等)
- 裏面の **注意事項**を確認してください。また、申請書類の提出以降に状況に変更があった場合、申し出が必要です。
- 所得・課税証明書は、提出前にコピーを取り、必ず原本を提出してください。

3. 授業料免除の選考結果・授業料納入

○ 免除選考の決定時期 : 7月中旬から下旬(予定)

免除選考の決定までに転居する方は必ず申し出てください。

○ 免除結果が不許可 又は 半額免除 となった場合

免除選考の通知から支払いの期限までの期間が短いため、授業料の支払期限には十分に注意してください。

口座振替による納入(引落日): 結果通知月の27日(休日の場合は翌営業日)

振込用紙による納入期限 : 結果通知月の末日

納入方法や納入期限について不明な場合は、所属学部等の会計担当に確認してください。

授業料免除申請書類の提出後の 注意事項

授業料免除申請者は、申請要領の **9注意事項**（留学生用の申請要領では **8注意事項**）を再度、よく確認してください。

1. 申請書類の提出後の状況変更について

申請書類の提出後、4月1日時点の家庭状況・家計状況等に変更が生じた場合は、必ず、速やかに免除申請の担当窓口へ申し出てください。（4月の新入学は、4月1日時点で入学しているものと見なして、取り扱ってください。）

変更のあった状況についての申し出がなかった場合、虚偽の申請と見なして、選考から除外する場合や、選考結果の取り消しとなる場合があります。

※ 状況変更の内容によっては、追加書類の提出が必要となる場合があります。

【申し出が必要な例】

- 世帯の人数構成が変わった場合
- 学生本人や父母（又は父母に代わる家計支持者）の収入状況が変わった場合
 - ・雇用形態が変わった場合
 - ・新たに勤務を開始した場合や、仕事を辞めた場合など
 - ・新たな手当や年金を受給するようになった場合、手当の額や年金の額が変更になった場合など
- 申請書類提出時には判明していなかった家族等の勤務状況や収入等が判明した場合
- 本人の通学状況（自宅と自宅外の別）に変更があった場合
- 兄弟姉妹等の就学者の状況に変更があった場合（進学や卒業等）や、通学状況（自宅と自宅外の別）に変更があった場合
- 特別控除の要件に関する状況に変更があった場合
- 独立生計者としての要件に関する状況に変更があった場合
- 申請者本人が転居または連絡先を変更した場合
- その他、家庭状況・家計状況に変更のあった場合

2. 申請書類の提出後の連絡について

申請書類の再点検の結果、後日、追加の書類提出をしていただくことがあります。

本学職員の指定する期限までに必要な追加の書類提出が完了しない場合は、選考の対象から除外します。

大学からの連絡は、申請書に記載の本人の電話番号あて、又は、岡山大学が付与しているGメールあてに行います。

岡山大学Gメールは、必ず、確認できるようにしておいてください。

※ 必要に応じて、各自が普段使うメールアドレスに転送する等の設定をしておいてください。

※ 大学から申請者へ連絡が付かない場合は、選考の対象から除外します。

3. 前後半期一括申請者の後半期提出書類・状況変更について

前後半期一括申請の申請者も、後半期分の申請期間において、提出が必要な書類があります。

申請期間内に書類が提出されない場合は、後半期分の授業料免除の選考の対象外となります。

また、申請内容（家計状況・家族状況・就学状況等）に変更が生じた場合は、後半期の申請期間中に「前後半期一括申請変更申立書」を提出の上、前後半期一括申請を取り下げ、改めて後半期分の申請を行う必要があります。申請要領の P.2 前後半期一括申請についてを熟読の上、必要な手続きを取ってください。